

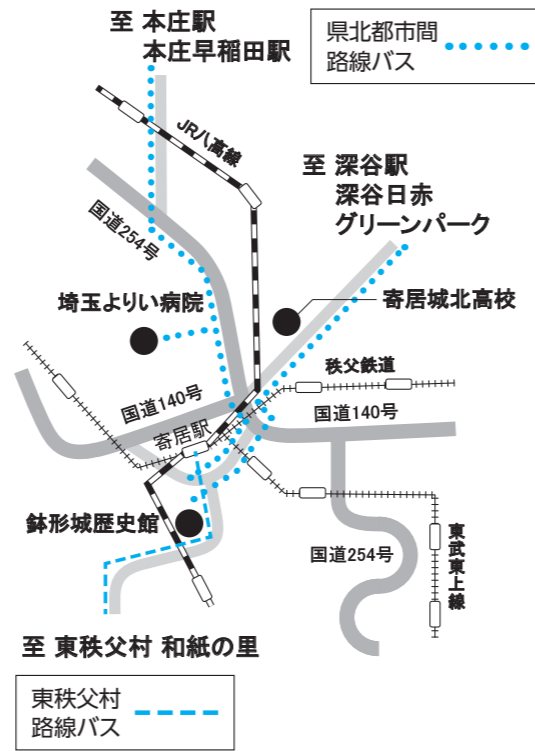
## お出かけには鉄道・バスをご利用ください！

町内では、鉄道3線のほか、路線バスとして寄居駅から深谷駅、本庄駅方面へ向かう県北都市間路線バス、東秩父村方面へ向かう東秩父村路線バスの3路線が運行されています。町内の各駅・バス停は愛のりタクシーの共通乗降場となっており、相互に乗り換えが可能です。

岡 都市計画課 ☎581・2121内線243



各路線の時刻表は、二次元コードからご覧いただけます。



### 鉄道・バス・愛のりタクシー利用時のお願い

マナーやルールを守って、皆さんが気持ちよく利用できるようご協力ください。



#### お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格がある皆さんへ  
**現況届(所得状況届)をご提出ください！**

現況届(所得状況届)とは、児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格状況を確認するために必要です。対象となる方は、必要書類を添付して、子育て支援課へ提出してください。

※期限を過ぎた場合は、手当の支給が遅れることがありますのでご注意ください。

**児童扶養手当** 父母の離婚、父または母の死亡等によって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

**特別児童扶養手当** 精神または身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

▶対象となる子ども／18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または一定の障害がある20歳未満の児童

▶受付期間

**児童扶養手当** 8月31日(木)まで

**特別児童扶養手当** 8月14日(月)～9月11日(月)

※支給には所得制限があります。

岡 子育て支援課 ☎581・2121内線204

#### お知らせ

新型コロナウイルス感染症・エネルギー価格高騰対策  
**農業者経営継続支援事業補助金**

町では、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている農業者の経営継続を支援することを目的として農業者経営継続支援事業補助金を交付します。

▶対象／農業共済または収入保険に加入し、町内に住所を有する個人または法人

▶補助金額／令和5年中に支払った農業共済および収入保険掛け金額の **2分の1**

※ただし、建物共済、農機具損害共済および収入保険の積立金部分は除く

▶申請方法

町公式ホームページから申請書を取得し、必要書類を添付のうえ、産業振興企業誘致課へ持参または郵送で申請してください。

▶申請期間／12月28日(木)まで(期間内消印有効)

▶申請・問い合わせ  
産業振興企業誘致課

〒369-1292 住所記載不要

☎581・2121(内線401・402)



申請案内・必要書類は  
コチラ

## 新型コロナウイルス感染症・エネルギー価格高騰対策 地域公共交通・運送事業者等支援事業



町では、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている地域公共交通事業者、運送事業者に対し支援金を交付します。これは町民生活や地域経済に不可欠なタクシー、バスおよび運送事業者等の事業継続を目的に実施するものです。

申請に当たっては、必ず申請案内にて対象事業者の要件および申請方法をご確認ください。なお、同一事業者が次の1・2の支援金を重複して申請することはできません。

タクシー・路線バス事業者向け支援

### 1 地域公共交通運行継続支援金

▶対象

- 町内に営業所を置くタクシー事業者  
(福祉輸送事業限定事業者を除く法人・個人)
- 町内に定期運行路線を有する路線バス事業者

▶支援金

タクシー事業者

**基本額** 1法人 **30** 万円(個人の場合は **5** 万円)

**加算額** 保有車両1台につき **2** 万円

路線バス事業者

**基本額** 1法人 **50** 万円

**加算額** 町内を定期運行する1路線につき **10** 万円

申請方法等

▶申請案内等

町公式ホームページから申請書を取得し、必要書類を添付のうえ、申請先(各課)へ持参または郵送で申請してください。

※申請案内、申請書類は二次元コードからご覧いただけます。

▶申請先

〒369-1292 住所記載不要

**1** の支援金 ⇒ 都市計画課宛て

**2** の支援金 ⇒ 産業振興企業誘致課宛て

▶申請期間

**8月17日(木)～10月31日(火)**(期間内消印有効)

※予算額に達した時点で受付終了となります。

一般貨物自動車運送・貨物軽自動車運送・  
貸切バス・運転代行事業者向け支援

### 2 エネルギー価格高騰対策 運送事業者等支援金

▶対象

町内に営業所を置く一般貨物自動車運送・貨物軽自動車運送・貸切バス・運転代行事業者(法人・個人)

▶支援金

一般貨物自動車運送・貸切バス事業者

1台当たり **5** 万円

貨物軽自動車運送・運転代行事業者

1台当たり **2万5,000** 円

▶問い合わせ

**1** 地域公共交通運行継続支援金について  
都市計画課 ☎581・2121内線241

**2** エネルギー価格高騰対策運送事業者等支援金について  
産業振興企業誘致課 ☎581・2121内線412



申請案内、申請書類は  
コチラ